

事業の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住 所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。ファクス、Eメールでは受け付けていません。
- 3 御記入いただいた個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(1) 準備書の該当ページ番号
又は環境影響評価項目等

(2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見

交通混雑は
解消されない

意見記入欄

1. 評価準備書では相変わらず、信号減らせば交通渋滞が解消する「交通広場整備とバス路線増で鷺沼を区の交通結節点にする」としているが、
 - ① 駅前街区と北街区の駐車場に出入するには、「左折イン左折アウト」等一方通行となる。出入口渋滞、近道をめざす車が住宅街に進入し歩行者を危険にさらす。
 - ② 幅 8.75mの久末鷺沼線道路を拡幅せずに、交通広場出入口周辺のみを 3 車線にする計画だが、3 車線 2.75m幅道路を作っても危険が増すだけである。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、野紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3 枚中 1 枚目)。

提出期限 令和5年1月25日(水)まで (郵送の場合は当日消印有効)